

4. 摂津市企業立地等促進制度

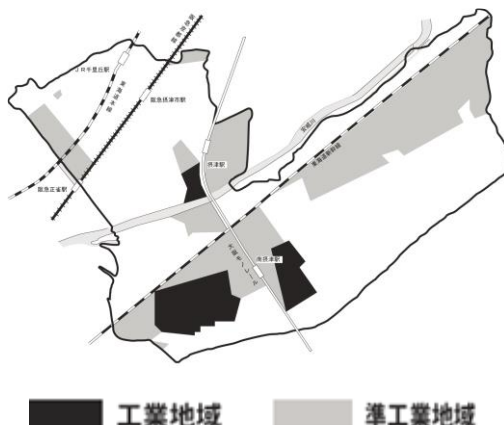
～新たな投資を応援します！～

概要

事業所の新築・建替・増築に係る当該の土地購入・新設家屋・同施設内に設置する設備に課税される固定資産税（土地・家屋・償却資産）の1/2を3年間、奨励金として交付します。

また、環境充実の支援策として、太陽光発電装置・事業所内保育施設・特例子会社等の設置など特別な資産（特例償却資産）は、固定資産納税額の全額を交付します。

◎交付決定事業者は、産業振興、雇用拡大、その他地域経済活性化を図るための市の施策に協力すること

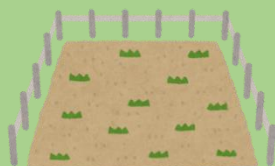


対象

営利を目的として営む法人（小売業・不動産賃貸借や風営法にかかる事業所を除く）であって、工業地域、準工業地域、その他市長の認める地域において、土地取得、建物の新築・建替・増築、設備（償却資産）を設置をする事業所

1. 土地

自己の事業に供する建物の建築などで新たに購入した土地
※土地取得日から建設工事着手まで2年未満の土地が対象
※面積要件なし



2. 家屋

自己の事業に供する建物として、新築・建替・増築をした延床面積が100㎡以上の家屋
※賃貸の場合は対象外



3. 設備（償却資産）

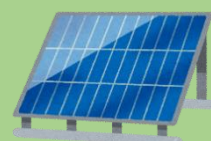
◎新築・建替・増築をした家屋に新設した設備全てが対象
※金額要件なし
◎既存施設に新設した取得価格の合計額が1,000万円以上の設備が対象



4. 設備（特例償却資産）

太陽光発電装置や事業所内保育施設・障害者雇用を推進する特例子会社などに設置する設備

該当部の奨励金額を
2分の1から全額へ



◎借地の場合は家屋と設備（償却資産）、賃貸の場合は設備（償却資産）が対象

内容

＜奨励金額＞

対象資産に係る固定資産税額の **1/2**

※年間奨励金額は、1 事業者につき **5,000万円を上限**とする

※都市計画税は対象外

ただし、下記の**特例償却資産**については、**固定資産税額の全額を交付**

1. 太陽光発電装置
2. 事業所内保育施設に設置する設備
3. 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律44条に規定する認可を受けた施設）に設置する設備
4. その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が認めたもの

＜奨励金交付期間＞

対象資産に係る固定資産税が最初に課される年度から**3年間**

申請方法

対象資産に係る固定資産税賦課開始後、産業振興課で交付申請手続きを行ってください。

＜申請期限＞

対象資産に係る固定資産税が賦課された日の属する年度の末日まで

＜奨励金交付までの流れ＞

- ①工事着手
 - ②工事・設備設置完了
 - ③固定資産税賦課
 - ④交付申請（市の審査・交付決定）
 - ⑤固定資産税完納
 - ⑥交付請求（市から奨励金交付）
- ※以後、③～⑥を繰り返す（最長3年間）



問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎ 06-6383-1362

※事業所内保育施設の整備に関することは

摂津市 こども家庭部 保育教育課 ☎ 06-6383-1184



その他制度

＜先端設備等導入計画について＞

摂津市内に事業所を有する中小企業等が、摂津市の「導入促進基本計画」に沿った先端設備等導入計画を策定し、摂津市の認定を受けて先端設備等を導入する場合、**固定資産税の特例**などの支援措置を受けることができます。

詳細は、17ページをご確認ください。

※摂津市企業立地等促進奨励金と並行して利用可能です